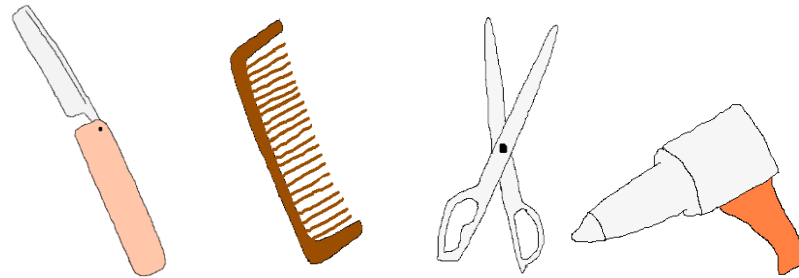


理容所・美容所 重複開設のてびき



～平成 28 年 4 月 1 日から特定の条件を満たす施設に限り、同一の場所で理容所と美容所を開設することが可能になりました～

東京都西多摩保健所
生活環境安全課 環境衛生第一・第二担当

〒198-0042 東京都青梅市東青梅一丁目167番地の15

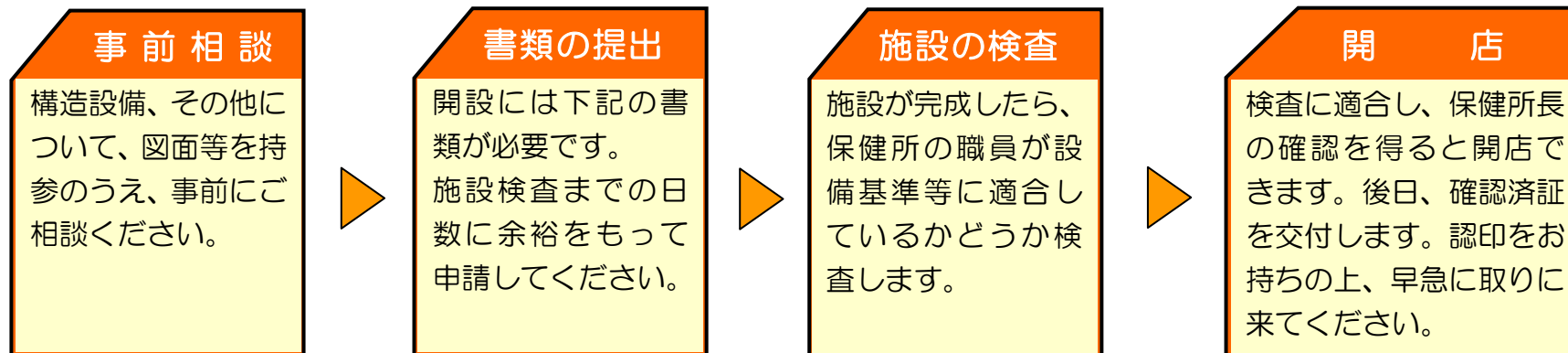
電話 0428(22)6141

ファックス 0428(23)3987

<重複開設が認められる特定の条件とは… 2つあります>

- ① 理容所及び美容所に必要な衛生上の要件を満たしていること。
- ② 施術者全員が理容師及び美容師双方の資格を有する者のみからなる事業所であること。

開設までの手続き



開設時に必要な書類

✂ 理容所及び美容所の開設届^{※1}

✂ 構造設備の概要

❖ 施設の平面図

✂ 従業者名簿

❖ 有資格者の理容師免許証及び美容師免許証（本証提示）

❖ 有資格者は医師による診断書（結核・伝染性皮肤病疾患の有無がわかる、3か月以内のもの）

❖ 管理理容師及び管理美容師の講習修了証：有資格者が複数人いる場合必要（本証提示）。なお一人が兼務可能

✂ 検査手数料（48,000円^{※2}）

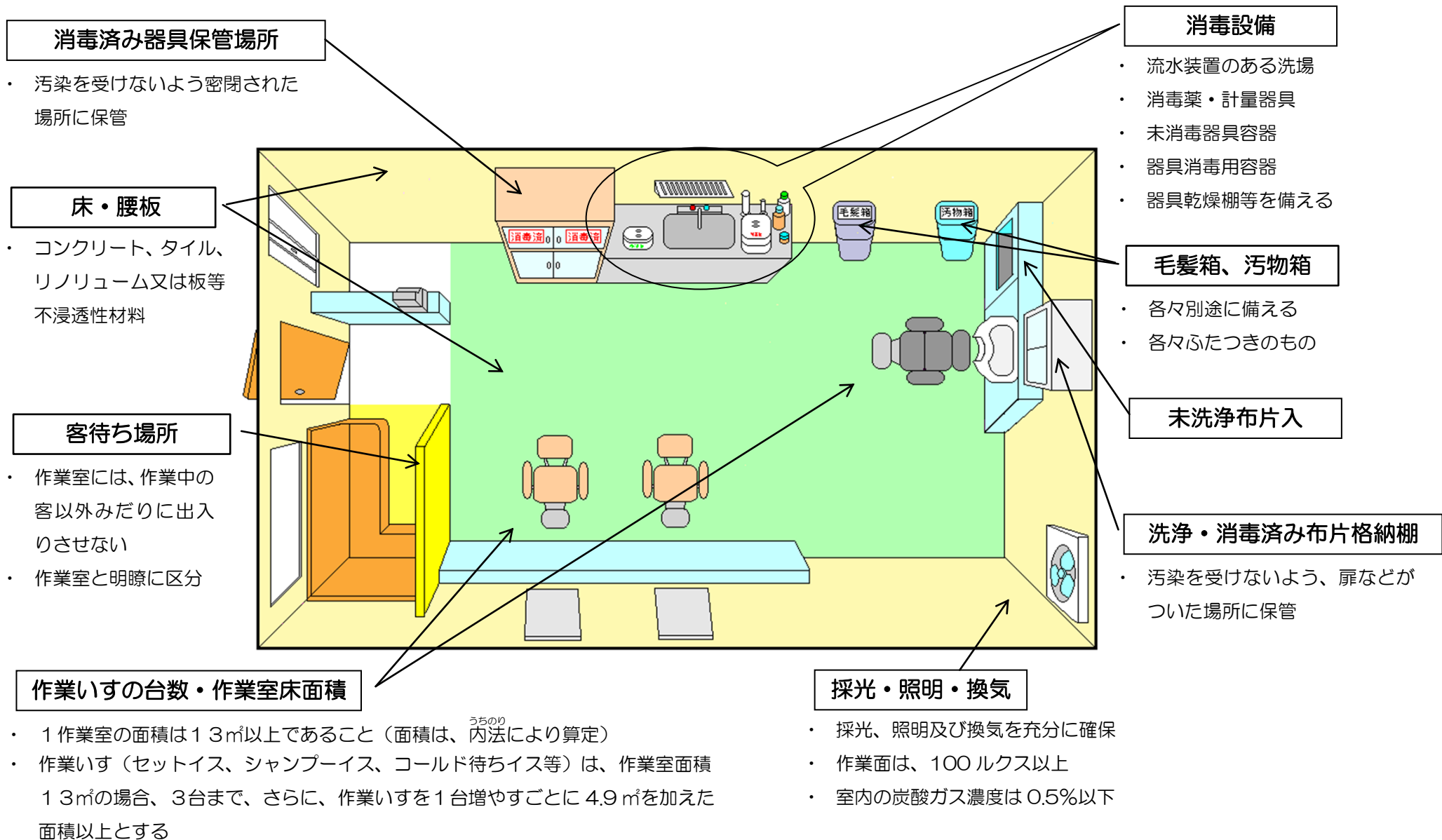
✂ 開設者が法人の場合：法人の登記事項証明書（6か月以内）（原本提示）

✂ 開設者が外国人の場合：住民票の写し（国籍等の記載があるもの）

※1：既存の理容所又は美容所を重複開設施設にする場合、どちらか一方の届出が追加が必要

※2：※1の場合の手数料は、24,000円

(例) 理容所及び美容所 重複開設 構造設備概要



理容所及び美容所の重複開設の各種申請・届出手続きについて
～下記のような場合には、理容所・美容所でそれぞれ申請や届出が必要です～

◆ **新規開設届**

- ✕ 開設者が変更（個人→法人・法人→個人なども含む）
- ✕ 施設を移転（仮店舗も含む）
- ✕ 施設を大規模に増改築
- ✕ 施設を建て替え 等

必要書類

- * 「開設までの手続き」をご覧ください。

◆ **変更届**

- ✕ 法人代表者が変更
- ✕ 施設を小規模に増改築 等

届出事項が変わるときには変更届が必要になります。
届出事項とは、お店の名前や、営業者の住所、面積算定にかかわるもの（イスの数など）となります。

***施設の変更は事前に保健所に相談してください。**

必要書類

- * 変更届
- * 変更した内容のわかる書類
(履歴事項全部証明書（法人の場合）、施設設備図面等)

◆ **従業者変更届**

- ✕ 従業者の新規雇用、異動、退職等

必要書類

- * 従業者変更届（細則第2号様式の4を使用。1通で良い。）
- * 有資格者の理容師免許証及び美容師免許証（本証提示）
- * 医師による診断書（結核と伝染性皮膚疾患の有無がわかる3か月以内に発行のもの）（有資格者）

◆ **承継届**

- ✕ 開設者（個人）が死亡し、相続をした。
- ✕ 法人が合併・分割した。

必要書類（個人の場合）

- * 承継届
 - * 被相続人及び相続人全員の関係がわかる戸籍の全部事項証明書
 - * 相続人全員の同意書（相続人が2人以上の場合）
 - ❖ 相続人の範囲：配偶者、子、直系尊属の兄弟・姉妹被相続人死亡後、遅滞なく届出をしてください。
- 法人の合併・分割による手続きについては事前に相談してください。**

◆ **廃止届**

- ✕ 営業をやめた。 等

必要書類

- * 廃止届

器具類の洗浄と消毒方法



*1 0.1~0.2%を目安とする。 *2 0.01~0.1%を目安とする。

理容所及び美容所の衛生管理

器具・布片類の清潔	カミソリ・ハサミ・クシ・ブラシ・タオル・ネックペーパー等は一客ごとに取替え、適正に洗浄・消毒したものを使用すること
器具等の保管	洗浄・消毒済みの器具・布片類は使用済みのものと区別し、専用の場所に清潔に保管すること
施設の清潔	施設は常に整理整頓し、清潔に保つこと 床などの毛髪は一客ごとに清掃し、ふた付きの専用容器に集めること
空気環境	開放型暖房器具・ガス式蒸し器等を使用するときは、定期的に換気すること
作業衣等	作業中は清潔な作業衣を着用し、顔面作業の際はマスクをすること
身体の清潔	一客ごとの作業前後に手指を消毒する等、身体は、常に清潔に保つこと
健康診断	従業者は定期的に健康診断を受けること

関係機関一覧

理容師及び美容師の試験・免許証・管理理容師及び管理美容師講習会に関すること	
公益財団法人 理容師美容師試験研修センター 〒135-8507 東京都江東区有明 3-7-26 有明フロンティアビル B棟 9F	Tel 03-5579-0911
経営相談・融資相談・Sマーク等に関すること	
公益財団法人 東京都生活衛生営業指導センター 〒150-0012 東京都渋谷区広尾 5-7-1 東京都広尾庁舎内	Tel 03-3445-8751